

賃金控除に関する協定

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 植村 優基 とは、労働基準法第24条第1項但書に基づき、亀岡オフィス（尼崎ジョブセンター、枚方ジョブセンター含む）における賃金控除に関し、下記の通り協定する。

第1条（控除の対象）

会社は、毎月25日賃金支払いの際に次に掲げるものを控除することができる。

①法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

②法令以外のもの

(1)寮費 (2)寮光熱費 (3)寮清掃代 (4)寮修繕費 (5)駐車場代 (6)作業服代
(7)作業服クリーニング代 (8)作業靴代 (9)布団リース代 (10)食事代 (11)仮払金の返済
(12)自転車代 (13)鍵代 (14)コロナ検査キット代 (15)通訳兼病院等の付き添い費用
(16)入国手続きに伴う費用 (17)貸付金の返済 (18)源泉徴収票の再発行手数料
(19)会社主催行事欠席時のキャンセル料

第2条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年8月1日より令和8年7月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和7年6月20日

株式会社ティーエム・テックス
代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表 植村 優基

